

はしがき

産業財産権法及びその政省令には、拒絶査定不服審判、無効審判をはじめ様々な審判や異議申立て、再審など、産業財産権の有効性や審査における処分に関する争訟を扱う制度及びその手続等が規定されています。

いずれの制度も、その重要性に鑑み、公正かつ的確な審理を行うため、特許庁長官により合議体が指定され、法令に定められた手続にしたがって審理が進められ、審決・決定が行われます。

審判便覧は、特許庁審判部に所属し、事件の審理を担う審判長・審判官、調書の作成や送達等を担う審判書記官が、法令に定められた手続にしたがって事件を処理するにあたり、法令の制定趣旨、裁判・審決例に示された法令の解釈等について審判部内で統一的な理解がされ、公正かつ的確な審決・決定が行われることを目的として作成したものです。

また、審判便覧は、審判請求人、代理人をはじめ事件に関与される方々にも、審判部の運用についてご理解をいただき、円滑な審判手続が行われるよう、その内容を公表しています。

審判部としては、この審判便覧が、審判長・審判官、審判書記官や事件に関与される方々の理解を深める一助となり、公正かつ的確な審理により、信頼される審判につながることを期待しています。

特許庁 審判部

審判便覧の変遷

審判便覧は、昭和38年3月に審判部内の資料として作成され、昭和42年7月には外部にも公表する初版として発行されました。それ以降、審判制度に関する法改正に応じた審判部の運用を定めるとともに、判決等を踏まえた実務上の運用変更を反映した改訂が重ねられてきました。これら改訂の概要は以下に示すとおりです。

第8版（平成12年9月）

特許法等の一部を改正する法律（平成11年法律第41号）により規定された、訂正請求における訂正要件の見直し、等に関する改訂

第9版（平成14年10月）

特許法等の一部を改正する法律（平成14年法律第24号）により規定された、明細書と請求の範囲の分離、等に関する改訂

第10版（平成17年7月）

特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）により規定された、特許異議の申立て制度の廃止、無効審判の請求人適格の見直し、等に関する改訂

第11版（平成19年12月）

特許法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）により規定された、分割出願の時期的緩和および発明の特別な技術的特徴を変更する補正の禁止（拒絶査定に対する審判に関連）、そして運用に関して、特許異議の申立てに関する記載の削除および商標登録異議の申立てに関する記載の充実、等に関する改訂

第12版（平成21年4月）

特許法等の一部を改正する法律（平成20年法律第16号）により規定された、拒絶査定不服審判の請求期間の見直し、審判請求時の補正の時期的要件の見直し、等に関する改訂

第13版（平成22年11月）

口頭審理における審理事項通知についての運用開始、訂正審判・訂正請求における請求書の要旨変更の判断についての運用変更(請求項を削除する補正の認容)、等に関する改訂

第 14 版 (平成 24 年 3 月)

特許法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 63 号) により規定された、審決の予告 (その記載内容、審理の進め方等について) および審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求禁止、訂正審判および訂正請求の請求単位 (一群の請求項)、等に関する改訂

第 15 版 (平成 27 年 3 月)

特許法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 36 号) により規定された、特許異議申立制度、無効審判の請求人適格の見直し、等に関する改訂

第 16 版 (平成 27 年 10 月)

平成 27 年 11 月施行の特許法施行規則の一部を改正する省令に伴う訂正関係の見直し、審理終結通知、氏名通知の運用の見直し、等に関する改訂

第 17 版 (平成 30 年 9 月)

運用開始から 3 年が経過した特許異議申立制度の運用の見直しや、訂正一般についての説明の明確化、等に関する改訂

第 18 版 (令和元年 6 月)

不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号) により規定された営業秘密が記載された判定に係る書類の閲覧制限や、無効審判における審決等の記載事項の充実化、等に関する改訂

第 19 版 (令和 2 年 12 月)

令和 2 年 12 月施行の押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令に伴う押印廃止、ファクシミリに加えて電子メールによる連絡の許容、等に関する改訂

はしがき

第 20 版（令和 5 年 12 月）

特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 42 号）の施行に伴う、オンライン口頭審理の開始（令和 3 年 10 月施行）及び特許権の訂正等における通常実施権者の承諾の不要化（令和 4 年 4 月施行）、等に関する改訂

なお、この便覧は、審判の実務に一定の軌道を与えることに主眼を置くものですが、事件の内容により、この便覧と異なる取扱いがなされることがあります。